

八丈町立三原中学校 部活動に関する活動方針(令和5年4月)

<p>学校における部活動の方針</p>	<p>三原中学校の部活動は、以下を目標とし、全校生徒を対象として行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 心身技能の健全な発達及び学習意欲の向上に資する。 2 自主的、自発的に活動に参加する意欲、主体的に活動に取り組む態度を育む。 3 仲間と協力して活動を行う中で、責任感、連帯感を高める。 <p>○ 全員がいずれかの部活動に所属することが望ましいが、個別の事情により、保護者、担任、学校長の同意を得られた場合は、所属しなくてもよい。また、運動部と文化部の兼部は認めるが、同系統内の兼部は認めない。</p> <p>○ 3年間継続して同じ部活動を続けることを原則とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、保護者、担任、顧問および学校長の同意を得られた場合、退部及び他の部活動への入部を認める。</p> <p>○ 活動は学校活動、学業を優先とし、それらに支障のない範囲で行う。</p> <p>○ 兼部する生徒は、月・木は文化部、火・金は運動部を優先する。ただし、公式戦・発表会・遠征決定戦・遠征前など、顧問同士で調整ができれば、この限りでない。</p> <p>○ 平日における活動時間は以下の通りとする。特に下校時刻は遵守すること。なお、他校と合同の活動で、他校で活動する場合にはこの限りではない。 15:45～18:00 ※必ず18:00まで活動しなければならないのではない。</p>
<p>適切な休養日等の設定方針</p>	<p>〈休養日〉</p> <p>○ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)</p> <p>○ 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、学校閉庁期間等に休養期間(オフシーズン)を設ける。</p> <p>〈活動時間〉</p> <p>○ 1日の活動時間は、学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む。)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。</p>
<p>設置されている運動部活動名</p>	<p>○ サッカー部</p> <p>○ 野球部</p> <p>○ バスケットボール部</p> <p>○ バレーボール部</p>
<p>設置されている文化部活動名</p>	<p>○ アート部</p> <p>○ 音楽部</p>